

議案第 4 1 号

飯能市都市計画税条例の一部を改正する条例（案）

飯能市都市計画税条例（昭和 3 2 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 6 項を附則第 1 8 項とする。

附則第 1 5 項中「若しくは第 4 2 項」を「、第 4 2 項、第 4 4 項若しくは第 4 5 項」に改め、同項を附則第 1 7 項とする。

附則第 1 4 項中「附則第 4 項及び第 6 項」を「附則第 6 項及び第 8 項」に、「附則第 4 項及び第 7 項」を「附則第 6 項及び第 9 項」に、「附則第 5 項、第 7 項及び第 8 項」を「附則第 7 項、第 9 項及び第 1 0 項」に、「附則第 7 項から第 9 項まで」を「附則第 9 項から第 1 1 項まで」に、「附則第 9 項」を「附則第 1 1 項」に、「附則第 1 0 項から第 1 2 項まで」を「附則第 1 2 項から第 1 4 項まで」に、「附則第 1 1 項」を「附則第 1 3 項」に改め、同項を附則第 1 6 項とする。

附則第 1 3 項の前の見出しを削り、同項を附則第 1 5 項とし、同項の前に見出しとして「（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）」を付する。

附則第 1 2 項を附則第 1 4 項とし、附則第 1 1 項を附則第 1 3 項とする。

附則第 1 0 項の前の見出しを削り、同項を附則第 1 2 項とし、同項の前に見出しとして「（市街化区域農地に対して課する平成 6 年度以降の各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第 9 項を附則第 1 1 項とする。

附則第 8 項中「附則第 4 項」を「附則第 6 項」に改め、同項を附則第 1 0 項とする。

附則第 7 項中「附則第 4 項」を「附則第 6 項」に改め、同項を附則第 9 項とする。

附則第 6 項中「附則第 4 項」を「附則第 6 項」に改め、同項を附則第 8 項とする。

附則第 5 項を附則第 7 項とする。

附則第4項の前の見出しを削り、同項を附則第6項とし、同項の前に見出しとして「（宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第3項の次に次の2項を加える。

（法附則第15条第44項の条例で定める割合）

- 4 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

（法附則第15条第45項の条例で定める割合）

- 5 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第3項の次に2項を加える改正規定（附則第5項に係る部分に限る。）は、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日が都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における改正後の飯能市都市計画税条例附則第17項の規定の適用については、同項中「、第44項若しくは第45項」とあるのは、「若しくは第44項」とする。

平成29年6月9日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市都市計画税条例新旧対照表

改正後	改正前
附 則 <u>(法附則第 15 条第 4 4 項の条例で定める割合)</u> <u>4 法附則第 15 条第 4 4 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 1 とする。</u> <u>(法附則第 15 条第 4 5 項の条例で定める割合)</u> <u>5 法附則第 15 条第 4 5 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</u> <u>(宅地等に対して課する平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税の特例)</u> <u>6 省略</u> <u>7 省略</u> <u>8 附則第 6 項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 19 項を除く。）又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるとき</u>	附 則 <u>(宅地等に対して課する平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税の特例)</u> <u>4 省略</u> <u>5 省略</u> <u>6 附則第 4 項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 19 項を除く。）又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるとき</u>

は、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、附則第6項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年

は、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、附則第4項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第4項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第4項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年

度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）

1 1 省略

（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）

1 2 省略

1 3 省略

1 4 省略

（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）

1 5 省略

1 6 附則第6項及び第8項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第6項及び第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6

度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）

9 省略

（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）

1 0 省略

1 1 省略

1 2 省略

（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）

1 3 省略

1 4 附則第4項及び第6項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第4項及び第7項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6

項に、附則第7項、第9項及び第10項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第9項から第11項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第11項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第12項から第14項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第13項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

(読替規定)

17 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

(平成27年度から平成29年度ま

項に、附則第5項、第7項及び第8項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第7項から第9項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第9項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第10項から第12項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

(読替規定)

15 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項若しくは第42項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

(平成27年度から平成29年度ま

での各年度分の宅地等に対して課する都市計画税の特例) <u>1 8</u> 省略	での各年度分の宅地等に対して課する都市計画税の特例) <u>1 6</u> 省略
--	--

(乙)

田園住居地域内に建築することが出来る建築物

四 地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗その他の農産物の利便を増進するために必要な店舗、飲食店その他のこれらに類する用途に供するもののうち政令で定めるもの(その用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートル以内のもの(三階以上の部分をその用途に供するものを除く。))

五 前号に掲げるもののほか、店舗、飲食店その他これらの用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートル以内のもの(三階以上の部分をその用途に供するものを除く。))

六 前各号の建築物に附属するもの(政令で定めるものを除く。))

別表第三の一の項(欄中「若しくは第二種中高層住居専用地域」を「第二種中高層住居専用地域」に改める。
別表第四の一の項(欄中「又は第二種低層住居専用地域」を「第二種低層住居専用地域又は田園住居地域」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十五条の規定 公布の日

二 第一条中都市緑地法第四、第三十四、第三十五及び第三十七条の改正規定、第二条中都市公園法第三條第二項の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定、第四条中生産緑地法第三條に一項を加える改正規定、同法第八條に一項を加える改正規定、同法第十條の改正規定、同法第十一條に五項を加える改正規定及び同法第十一條の改正規定並びに第五、第六及び第六條の規定並びに次条第一項及び第二項並びに附則第三條第二項、第六條、第七條、第十條、第十三條、第十四條、第十八條(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第三十一條第五項第一号の改正規定に限る。)、第十九條、第二十條、第二十二條及び第二十三條(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十五條の改正規定に限る。))の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(都市緑地法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の際現に工事中の特定建築物(第一条の規定による改正前の都市緑地法(以下この条において「旧都市緑地法」という。))第三十五條第六項又は第八項に規定する建築物に該当する建築物をいう。次項において同じ。の新築、増築、修繕又は模様替については、第一条の規定による改正後の都市緑地法(以下この条において「新都市緑地法」という。))第三十五條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に旧都市緑地法第六十八條第一項の規定により指定されている緑地管理機構(旧都市緑地法第六十九條第一号イからハまでのいずれかに掲げる業務を行うものに限る。次項において「旧機構」という。))は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。))において新都市緑地法第六十九條第一項の規定によりその住所の市町村長から指定された緑地保全・緑地推進法人(次項において「新法人」という。))とみなす。

4

この法律の施行の際現に効力を有する旧都市緑地法第六十八條第二項若しくは第四項若しくは第七十一條の規定により都道府県知事が行った命令その他の行為又は現に旧都市緑地法第六十八條第一項若しくは第三項の規定により都道府県知事に対して行っている指定の申請その他の行為であつて旧機構に係るもの(うち、新都市緑地法第六十九條又は第七十二條の規定により市町村長が行うこととなる事務に係るもの)は、それぞれこれらの規定により新法人の住所の市町村長が行う命令その他の行為又は当該市町村長に対して行つた指定の申請その他の行為とみなす。

(生産緑地法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 施行日前に行われた第四條の規定による改正前の生産緑地法第八條第一項の許可の申請は、第四條の規定による改正後の生産緑地法(次項において「新生産緑地法」という。))第八條第一項の許可の申請とみなす。

2 新生産緑地法第十條から第十條の六までの規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に都市計画に定められている生産緑地地区に係る生産緑地についても、適用する。

(罰則に関する経過措置)

第四条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条、第二条及び第四条から第六条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(屋外広告物法の一部改正)

第六条 屋外広告物法(昭和二十四年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「第二種中高層住居専用地域」の下に「田園住居地域」を加える。

(土地収用法及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正)

第七条 次に掲げる法律の規定中「又は準住居地域」を「準住居地域又は田園住居地域」に改める。

一 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三條第三十号

二 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)第五條第一項第五号イ

(自衛隊法の一部改正)

第八条 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第一百五條の十三第一項中「第七條各号に掲げる工作物」を「第七條第一項各号に掲げる工作物その他の物件若しくは施設又は同条第二項に規定する社会福祉施設」に、「工作物」を「工作物その他の物件又は施設」に改める。

(駐車場法等の一部改正)

第九条 次に掲げる法律の規定中「第七條」を「第七條第一項」に改める。

一 駐車場法(昭和三十三年法律第六十六号)第十七條第一項

二 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第十七條第三項

三 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)第十一条第三項及び第十六條第三項

(新住宅市街地開発法の一部改正)

第十条 新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第四号中「準住居地域」の下に「田園住居地域」を加える。

(首都圏近郊緑地保全法の一部改正)

第十一条 首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第六十八條第一項」を「第六十九條第一項」に、「緑地管理機構を緑地保全・緑地推進法人」に改め、同条第六項中「緑地管理機構」を「緑地保全・緑地推進法人」に改め、同条第七項中「緑地管理機構」を「緑地保全・緑地推進法人」に、「都県知事」を「市町村長」に改める。

第九条及び第十条中「都県知事」を「市町村長」に改める。

第十一条中「都県知事」を「市町村長」に、「都県」を「市町村」に改める。

(抜粋)

都市緑地法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年五月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第二十六号

都市緑地法等の一部を改正する法律

(都市緑地法の一部改正)

第一条 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第六章	市民緑地(第五十五条―第五十九条)	第六章	市民緑地
第七章	緑地施設整備計画の認定(第六十条―第六十七条)	第七章	緑地施設整備計画の認定
第八章	緑地管理機構(第六十八号―第七十三条)	第八章	緑地管理機構
第九章	罰則(第七十四号―第七十五条)	第九章	罰則
第十章	附則(第七十六号―第七十九号)	第十章	附則

約(第五十五条―第五十九条)
置管理計画の認定(第六十条―第六十七条)
化推進法人(第六十九号―第七十四号)
五号

六条―第八十条

第三条第一項中「類する土地」の下に「(農地であるものを含む)」を加える。

第四条の見出しを削り、同条第二項第三号中「以下」を「第五項において」に改め、整備の下

に「及び管理」を加え、保全すべき緑地の確保を「緑地の保全」に改め、同項第七号を第八号

とし、第六号を第七号とし、同項第五号中「及び特別緑地保全地区」を「特別緑地保全地区及び

生産緑地地区」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)第三条第一項の規定による生産緑地地区(次号

において単に「生産緑地地区」という)内の緑地の保全に関する事項

第四条第五項中「整備」の下に「及び管理」を加える。

第八条第一項中「この条」の下に「及び第六節第二節」を加える。

第十七条第二項中「第六十八号第一項」を「第六十九号第一項」に、「緑地管理機構」を「緑地保

全・緑地推進法人」に、「第六十九号第一号」を「第七十号第一号」に改め、同条第三項中「緑

地管理機構」を「緑地保全・緑地推進法人」に改める。

第十八条中「緑地管理機構」を「緑地保全・緑地推進法人」に改める。

第二十四条第一項中「第六十八号第一項」を「第六十九号第一項」に、「緑地管理機構(第六十九

条第一号イ」を「緑地保全・緑地推進法人(第七十号第一号イ」に改め、この節においてを削り、

同条第四項中「緑地管理機構」を「緑地保全・緑地推進法人」に改め、同条第五項中「緑地管理機

構」を「緑地保全・緑地推進法人」に、「都道府県知事」を「市町村長」に改める。

第二十五条及び第二十六条中「都道府県知事」を「市町村長」に改める。

第二十七条中「都道府県知事」を「市町村長」に、「都道府県」を「市町村」に改める。

第三十条中「緑地管理機構」を「緑地保全・緑地推進法人」に、「第六十八号第一項」を「第六十

九条第一項」に改める。

第三十四条第二項中「及び第七章」を削り、同条第三項中「次の各号に掲げる数値のいずれをも」

を「十分の二・五を」に改め、同項各号を削る。

第三十五条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項第三号中「がけ地」

を「崖地」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を第三項とし、第五項及び第六項を削り、

同条第七項中「第二項又は前項」を削り、「これら」を「同項」に改め、同項を同条第四項とし、

同条第八項及び第九項を削る。

第三十七条第一項中「第四項」を「第三項」に改め、同条第二項中「(第四項)」を「(第三項)」に、同

条第四項を「同条第三項」に改める。

第五十五条第一項中「第六十八号第一項」を「第六十九号第一項」に、「緑地管理機構(第六十九

条第一号ロ」を「緑地保全・緑地推進法人(第七十号第一号ロ」に改め、「この条において」及び「こ

の項において」を削り、同条第二項中「緑地管理機構」を「緑地保全・緑地推進法人」に、「第四

条第二項第五号」を「第四号第二項第六号」に、「同項第七号」を「同項第八号」に改め、同条第三

項中「緑地保全計画」の下に「第六十一号第一項第六号において同じ。」を加え、同条第五項第一

号中「この条及び第五十八号第一項において、この条及び第五十八号第二項において」及び「この

条において」を削り、同項第二号中「第八項」を「第八項第二号」に改め、同条第七項及び第九

項中「緑地管理機構」を「緑地保全・緑地推進法人」に改め、第六章中同条の前の節名を付する。

第一節 市民緑地契約

第五十七号及び第五十九号中「緑地管理機構」を「緑地保全・緑地推進法人」に改める。

第六十条の見出しを「(市民緑地設置管理計画の認定)」に改め、同条第一項中「第四号第二項第七

号」を「第四号第二項第八号」に、「建築物の数地内において緑地施設を整備しよう」を「土地等に

市民緑地を設置し、これを管理しよう」に、「緑地施設の整備」を「市民緑地の設置及び管理」に、「緑

地施設整備計画」を「市民緑地設置管理計画」に改め、同条第二項中「緑地施設整備計画」を「市

民緑地設置管理計画」に改め、同項各号を次のように改める。

一 市民緑地を設置する土地等の区域及びその面積

二 市民緑地を設置するに当たり整備する次に掲げる施設の概要、規模及び配置

イ 緑地施設

ロ 園路、広場その他の市民緑地を利用する住民の利便のため必要な施設

ハ 市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設

三 市民緑地の管理の方法

四 市民緑地の管理期間

五 市民緑地の設置及び管理の資金計画

六 その他国土交通省令で定める事項

第六十一条の見出しを「(市民緑地設置管理計画の認定基準等)」に改め、同条第一項中「前条第一

項」の下に「規定による」を加え、「緑地施設整備計画」を「市民緑地設置管理計画」に改め、

「基準」の下に「当該市民緑地設置管理計画が町村の区域内における市民緑地の設置及び管理に係

るものである場合にあっては、第八号に掲げる基準を除く。」を加え、「緑地施設整備計画の認定」

を「その認定」に改め、同項第五号中「緑地施設整備計画」を「市民緑地設置管理計画」に改め、

同号を同項第七号とし、同項第四号を削り、同項第三号中「緑地施設整備計画」を「市民緑地設置

管理計画」に改め、同号を同項第六号とし、同項第二号中「緑地施設(植栽、花壇その他の国土交

通省令で定める部分に限る)の面積の建築物の数地面積」を「市民緑地を設置するに当たり整備す

る緑地施設の面積の前半に規定する面積」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を

加える。

四 市民緑地の管理の方法が、市民緑地の管理が適切に行われるために必要なものとして国土交

通省令で定める基準に適合するものであること。

五 市民緑地の管理期間が、一年以上で国土交通省令で定める期間以上であること。

の改正規定(同項を同条第八項とする部分を除く。)、同条第三項の改正規定(同項を同条第七項とする部分を除く。)、及び同条第二項を同条第三項とし、同項の次に三項を加える改正規定(同条第五項及び第六項に係る部分に限る。)、並びに附則第五項第九項及び第十項並びに第十五条第八項及び第九項の規定、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の第一部を改正する法律(平成二十九年法律第 号)の施行の日

十一 第一条中地方税法附則第九条に二項を加える改正規定(同条第二十一項に係る部分に限る。)、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第 号)の施行の日

第二條 第二次納税義務に関する経過措置

第二條 第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)、第十一条の二の規定は、前条第三号に掲げる規定の施行の日以後に滞納となつた地方団体の徴収金について適用し、同日前に滞納となつてゐる地方団体の徴収金については、なお従前の例による。

(保全差押えに関する経過措置)

第三條 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前にされた同号に掲げる規定による改正前の地方税法(以下「三十年旧法」という。))において準用する所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号。以下「所得税法等改正法」という。)、第十条の規定による廃止前の国税犯則取納法(明治三十三年法律第六十七号。以下「廃止前国税犯則取納法」という。))の規定による差押え又は領置は、同号に掲げる規定による改正後の地方税法(以下「三十年新法」という。)、第十六条の四第一項の規定の適用については、三十年新法第一章第十六節第一款の規定による差押え又は領置とみなす。

(犯罪事件の処分に関する経過措置)

第四條 三十年新法第一章第十六節第二款の規定は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後にした行為に係る地方税に関する犯罪事件の処分について適用し、同日前にした行為に係る地方税に関する犯罪事件の処分については、なお従前の例による。

(道府県民税に関する経過措置)

第五條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成二十九年年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第三十五条第一項、第三十七條、第三十七條の二第一項及び第二項並びに第七百三十七條の二並びに附則第五条第一項、第五条の四の二第一項及び第四項、第五条の五第一項、第六條第二項(第一号に係る部分に限る。)、第三十三條の二第一項、第三十三條の三第一項(第一号に係る部分に限る。)、第三十四條第一項、第三十四條の二第一項(各号に係る部分に限る。)、第三十四條の三第一項、第三十五條第一項及び第三項、第三十五條の二第一項、第三十五條の二の二第一項、第三十五條の四第三項並びに第四十五條第三項の規定は、平成三十年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十九年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

3 新法附則第四条第一項(第一号に係る部分に限る。))及び第十四項の規定は、道府県民税の納税義務者の同号に規定する特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。))以後である同号に規定する買換資産について適用し、道府県民税の納税義務者の第一条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。))附則第四条第一項第一号に規定する特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日が施行日前である同号に規定する買換資産については、なお従前の例による。

4 新法附則第七條の四の規定は、施行日以後に新法第四十一条第一項の規定によりその例によることとされる新法第三百二十八條の五第二項に規定する納期限が到来する新法第五十條の二の規定により課する所得割に係る地方団体の徴収金について適用する。

5 施行日から附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新法附則第七條の四の規定の適用については、同条中「指定都市」とあるのは、「地方自治法第二百五十二條の十九第一項の市(以下この条において「指定都市」という。))とする。

第十二項	標準後期高齢者支援金等課税総額 ()	一般被保険者に係る標準後期高齢者支援金等課税総額
第十二項第一号	後期高齢者支援金等	一般被保険者に係る後期高齢者支援金等
第十二項第二号口	国民健康保険法	国民健康保険法附則第九条第一項の規定により読み替えられた同法
第十四項	後期高齢者支援金等課税額	一般被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額
	当該	一般被保険者である
	その	納税義務者の
	被保険者につき	一般被保険者につき
	とする	とする。この場合において、一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属するときは、当該世帯は一般被保険者の属する世帯とみなして、世帯別平等割額を算定するものとする
第十五項及び第十六項	被保険者	一般被保険者
	後期高齢者支援金等課税額を	一般被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額を
第十七項	被保険者の	一般被保険者の
第十八項第一号	被保険者	一般被保険者
第十九項	の後期高齢者支援金等課税額	又は附則第三十八条の二第五項の後期高齢者支援金等課税額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第十四項の後期高齢者支援金等課税額と同条第五項の後期高齢者支援金等課税額との合算額)
第二十項第二号口	国民健康保険法	国民健康保険法附則第九条第一項の規定により読み替えられた同法
第二十八項	第十四項	第十一項、第十四項、第十九項
	及びその世帯に属する被保険者	一般被保険者である納税義務者及び被納税義務者の世帯に属する一般被保険者
	の世帯に属する被保険者()	当該納税義務者の世帯に属する一般被保険者()
第二十二項中		第十一項及び第十九項中、「一般被保険者」とあるのは「世帯主以外()の者のうち一般被保険者」と、第二十二項中

二条の二十六の改正規定（同条第二項及び第四項に係る部分を除く。）並びに同法第七十二条の四十三第三項の改正規定並びに同法附則第四十一条第二項の改正規定並びに附則第七条第二項及び第三項の規定　平成二十九年十月一日

とし、同条第三十九項中「国土交通大臣又は」を「国土交通大臣若しくは」に改め、洪水浸水想定区域」の下に「同法第十四条の二第一項の規定により都道府県知事若しくは市町村長が指定する同項に規定する雨水出水浸水想定区域又は同法第十四条の三第一項の規定により都道府県知事が指定する同項に規定する高潮浸水想定区域」を、あるものに限る」の下に「以下この項において同じ」を加え、「水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十二号）の施行の日から平成二十九年三月三十一日まで」を「平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで」に改め、洪水時」の下に「雨水出水時又は高潮時」を加え、「水防法」を「同法」に「あつては」を「には」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第四十項を削り、同条第四十一項を第三十八項とし、第四十二項から第四十五項までを三項ずつ繰り上げ、同条第四十六項中「第十條第六項第四号」を「第十條第八項第五号」に、「第四十二條の四第六項第四号」を「第四十二條の四第八項第六号」に、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十八号）の施行の日」を「平成二十九年四月一日」に改め、「に該当する機械及び装置」の下に「工具、器具及び備品並びに建物附属設備（家屋と一体となつて効用を果たすもの（第三百四十三條第九項の規定により家屋以外の資産とみなされたものを除く。）を、以下この項において「機械装置等」という。）を加え、「機械及び装置」を「機械装置等」に、「機械及び装置」を「機械装置等」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条に次の二項を加える。

44 平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間（以下この項において「補助開始対象期間」という。）に政府の補助で総務省令で定めるものを受けた者が児童福祉法第六條の三第二項に規定する業務を目的とする同法第五十九條の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）のうち当該政府の補助に係るもの（以下この項において「特定事業所内保育施設」という。）の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九條、第三百四十九條の二又は第七百二條第一項の規定にかかわらず、補助開始対象期間内に最初に当該特定事業所内保育施設に係る政府の補助を受けた日（以下この項において「補助開始日」という。）の属する年の翌年の一月一日（補助開始日が一月一日である場合には、同日）を課税期日とする年度から五年分（その者がその年度の初日の属する年の一月一日において補助開始日から引き続き当該政府の補助を受けている場合における当該年度分及び補助開始日が一月一日である場合における同日を課税期日とする年度分に限る。）の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内で市町村の条例で定める割合（当該固定資産が第三百八十九條の規定の適用を受ける場合には、二分の一）を乗じて得た額とする。

45 都市緑地法第六十九條第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人（同法第七十條第一号に掲げる業務を行うものに限る。）が都市緑地法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間に都市緑地法第六十三條に規定する認定計画に基づき設置した同法第五十五條第一項に規定する市民緑地の用に供する土地で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九條又は第七百二條第一項の規定にかかわらず、当該市民緑地を設置した日の属する年の翌年の一月一日（当該設置した日が一月一日である場合には、同日）を課税期日とする年度から三年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

附則第十五條の二第二項中「平成二十八年度分」を「平成二十八年度から平成三十三年度までの各年度分」に、「第三十五項」を「第三十四項」に改める。
附則第十五條の三中「平成二十八年度分」を「平成二十八年度から平成三十三年度までの各年度分」に改める。

附則第十五條の三の次に次の一条を加える。

第十五條の三の二 附則第十五條から前条までの規定の適用を受ける償却資産に関する（第三百四十九條の三の四の規定の適用がある場合における同条の規定の適用については、同条中「第三百四十九條の三」とあるのは「第三百四十九條の三又は附則第十五條から第十五條の三まで」と、「同条」とあるのは「これら」とする。

附則第十五條の四「前三條」を「附則第十五條から第十五條の三まで」に改める。
附則第十五條の五中「第十五條の三」を「第十五條の三の二」に改める。

附則第十五條の六第一項中「専有部分のうち」を「建物の区分所有等に関する法律第二條第三項に規定する専有部分（以下この条から附則第十五條の九の二までにおいて「専有部分」という。）のうち」に、「次条」を「次条並びに」に、「附則第十五條の九第一項」を「第五項、第十五條の九第一項並びに第十五條の九の二第一項」に改める。

附則第十五條の七第一項中「この条」の下に「及び附則第十五條の九の二」を加える。

附則第十五條の八第三項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「においては」を「には」に改め、同条第四項及び第五項を次のように改める。

4 市町村は、平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新築された高齢者の居住の安定確保に関する法律第七條第一項の登録を受けた同法第五條第一項に規定するサービ入付き高齢者向け住宅である貸家住宅で政令で定めるものに対して課する固定資産税については、前条第二項又は前項若しくは次項の規定の適用がある場合を除き、当該貸家住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該貸家住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る貸家住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る貸家住宅以外の貸家住宅（専ら住居として貸家の用に供された部分以外の部分に有する貸家住宅その他の政令で定める貸家住宅に限る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする）の三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に相当する額を当該貸家住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

5 市町村は、平成十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新築された密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第七條第五号に規定する防災施設建築物に該当する家屋の一部である同条第七号に規定する防災施設建築物の一部が同法第二條第五号に規定する防災街区整備事業（同法第二百七十七條第三号に規定する施行区域内において施行されるものに限る。）の施行に伴い同法第二百七十七條第三号に規定する宅地、借地権又は建築物に対応している当該家屋に対して課する固定資産税については、当該家屋に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該家屋が住宅で政令で定めるものである場合には、当該家屋のうち従前の権利者が所有し、かつ、人の居住の用に供する部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の二に相当する額及び当該家屋のうち従前の権利者が所有する当該人の居住の用に供する部分以外の部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。

附則第十五條の九第一項中「のうち」を「のうち」に、「この項及び次項並びに次条第一項及び第二項」を「この条から附則第十五條の十まで」に、「もので」を「ものであつて」に改め、「については」の下に「次条第一項、第四項又は第五項の規定の適用がある場合を除き」を加え、「場合にあつては」を「場合には」に、「第七條第二号又は第三号に掲げる通行障害既存耐震不適格建築物」を「第五條第三項第二号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物（同法第七條第二号又は第三号に

六項において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。）を、「もの（次項）の下に」から第六項までを加え、同項第五号中「除く」の下に「第五項第五号において同じ」を加え、同項の「もの」の下に「第五項第五号において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）を加え、同条第五項中「前二項」を「第三項から前項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 次に掲げる自動車に対する第四百七十七条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十年度分の自動車税に限り、当該自動車平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税に限り、第三項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 電気自動車

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合するもの又は平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの

三 充電機能付電力併用自動車

四 エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの（次項において「平成三十年基準窒素酸化物排出許容限度」という。）の二分の一を超えないもので総務省令で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成二十一年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの

五 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合するもの又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するもの

6 エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年基準窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので総務省令で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年基準窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第四百七十七条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十年度分の自動車税に限り、当該自動車平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税に限り、第四項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（自動車税の賦課徴収の特例）

第十二条の四 道府県知事は、自動車税の賦課徴収に關し、自動車が前条第三項から第六項までに規定する窒素酸化物の排出量若しくは粒子状物質の排出量又はエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき同条第三項から第六項までの規定の適用を受ける自動車（以下この項において「減税対象車」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車に窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして総務省令で定めるもの）をいう。次項において同じ）に基づき当該判断をするものとする。

2 道府県知事は、納付すべき自動車税の額について不足額があることを第四百四十九条の納期限満期の延長があつたときは、その延長された納期限（後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他の不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他の不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことにによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税に關する規定（第五百二十二条から第五百四十四条までの規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の額は、同項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第二項の規定の適用がある場合における第十七条の五第三項、第十八条第一項及び第六十三條第一項の規定の適用については、第十七条の五第三項中「三年」とあるのは「七年」と、第十八条第一項中「五年間」とあるのは「七年間」と、第六十三條第一項中「納期限の延長があつた場合においては、その延長された納期限とする。以下自動車税について同様とする」とあるのは「（附則第十二条の四第二項の規定の適用がないものとした場合の当該自動車の所有者についての自動車税の納期限とし、当該納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。以下この項において同じ）とする。

5 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における自動車税に關する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第十四条第二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附則第十五条第二項第二号中「第十条第六項第四号」を「第十条第八項第五号」に、「第四十二条の四第二項」を「第四十二条の四第三項」に、「第六十八條の九第六項第四号」を「第六十八條の九第八項第五号」に改め、同条第四項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第六項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第十三項中「（総務省令で定めるものに水素を「内燃機関を有しないものに水素」に、「平成二十三年改正法の施行の日」の翌日から平成二十九年三月三十一日までの間に）を「平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に政府の補助で総務省令で定めるものを受けて」に改め、同条第十四項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第十五項中「高齢者、身体障害者等」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に關する法律第二條第一号に規定する高齢者、障害者等」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「において」を「には」に改め、同条第十六項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「の価格」を「に係る固定資産税の課税標準となるべき価格」に改め、同条第十八項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「五分の三」を「五分の二」に改め、同条第二十一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第二十六項中「平成二十八年度」を「平成三十年度」に改め、同条第二十七項を削り、同条第二十八項中「の規定により」の下に「同条第十二項に規定する」を加え、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十九項中「第四十三項」を「第四十四項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十一項第一号中「第六條第一項の規定（以下この項において「認定」という。）を受けた」を「第二條第五項に規定する認定発電設備（以下この項において「認定発電設備」という。）である」に改め、同号口及び同項第二号中「認定を受けた」を「認定発電設備である」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十四項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十五項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十六項を削り、同条第三十七項中「第二條の二第一項」を「第二條の二第三項」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十八項を同条第三十六項

参考

(抜粋)

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第二十号

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二の見出し中「無限責任社員」を「合名会社等の社員」に改め、同条中「又は合資会社」を「若しくは合資会社又は税理士法人、弁護士法人、外国法事務弁護士法人、監査法人、特許業務法人、司法書士法人、行政書士法人、社会保険労務士法人若しくは土地家屋調査士法人」に改め、「合資会社」の下に「及び監査法人」を加える。

第十七条の六第二項中「第二条第十二号の六に」を「第二条第十二号の五の二に」に、「同条第十二号の六に」を「同条第十二号の五の二に」に、「同条第十二号の六の二」を「同条第十二号の五の三」に改める。

第二十三条第一項第四号中「によつて」を「により」に改め、「第七項を除く。」の下に「第四十二条の十一の三(第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。)」を加え、「第四十二条の四」を「第四十二条の五」に改め、同項第四号の三中「第六十八条の十五の五」を「第六十八条の十五の六」に改め、同項第四号の四中「第六十八条の十一第七項」を「第六十八条の十一第五項」に、「又は第六十八条の十五の四第五項」を「第六十八条の十五の四第五項又は第六十八条の十五の五第五項」に改め、同条第四項中「第二款第三目」を「一次款第三目」に「においては」を「には」に改める。

第三十二条第十三項中「第四十五条の二第二項の規定による申告書(その提出期限後において)」を「特定配当等申告書(に、もの及びその時までに提出された第四十五条の三第一項の確定申告書を含む)」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第一号に掲げる申告書及び第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるときは、この限りでない。

一 第四十五条の二第二項の規定による申告書

二 第四十五条の三第一項の規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

第三十二条第十五項中「第四十五条の二第二項の規定による申告書(その提出期限後において)」を「特定株式等譲渡所得金額申告書(に、もの及びその時までに提出された第四十五条の三第一項の確定申告書を含む)」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第一号に掲げる申告書及び第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるときは、この限りでない。

一 第四十五条の二第二項の規定による申告書

二 第四十五条の三第一項の規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)